

高額療養費制度について

ファイナンシャルプランナー 高木由美子

皆さんは、保険に入ろうと思ったときは保険会社の方に色々説明を受け内容を理解して入ると思いますが、今私たちがすでに加入している公的医療保険（健康保険・船員保険・共済組合・国民健康保険・後期高齢者医療制度）の保障の内容については詳しく知る機会はありませんのではないのでしょうか？今回は是非知っておいていただきたい「**高額療養費制度**」についてお話ししたいと思います。

高額療養費制度とは、病院の窓口で支払う医療費が一定の限度額を超えた場合、お金が戻ってくる制度です！もともと私たちの入っている健康保険によって医療費は1割から3割負担で済むようになっていますが、負担割合は、就学前は2割、小学生～69歳は3割、70歳以降は1割～3割と収入や年齢によって異なります。その負担分が高額になった場合、さらにこの高額療養費制度でかなりカバーできるようになっているのです。この制度は2018年8月に制度が少し変わりました。制度の詳細や注意点について整理していきたいと思えます。

- ◆高額療養費制度とは、月初から月末までの1か月に自己負担額が一定額を超えた場合、超えた分の医療費が戻ってくる制度です。
- ◆自己負担限度額は収入や年齢によって違います。

| 〈69歳以下の方の上限額〉 | |
|---------------------|---------------------------|
| 適用区分 | ひと月の自己負担の上限額(世帯ごと) |
| 年収約 1,160万円～ | 252,600円+(医療費-842,000)×1% |
| 年収約 770万円～約 1,160万円 | 167,400円+(医療費-558,000)×1% |
| 年収約 370万円～約 770万円 | 80,100円+(医療費-267,000)×1% |
| ～年収約 370万円 | 57,600円 |
| 住民税非課税者 | 35,400円 |

| 〈70歳以上の方の上限額〉(平成30年8月診療分から) | | | |
|-----------------------------|------------------------------|-------------------------------|--------------------|
| 適用区分 | | 外来(個人ごと) | ひと月の自己負担の上限額(世帯ごと) |
| | | | |
| | Ⅱ 年収約 770万円～約 1,160万円 | 167,400円 + (医療費-558,000) × 1% | |
| | Ⅰ 年収約 370万円～約 770万円 | 80,100円 + (医療費-267,000) × 1% | |
| 一般 | 年収約156万円～約 370万円 | 18,000円 (年14万4千円) | 57,600円 |
| 非住民税等 | Ⅱ 住民税非課税世帯 | 8,000円 | 24,600円 |
| | Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) | | 15,000円 |

(出典 厚生労働省保険局)

◆注意点

1. 高額療養費の支給申請は、ご自身が加入している公的医療保険（健康保険、国民健康保険等）に申請書を提出することで申請を受けることができます。
2. その月ごとの合計金額が一定額を超えている場合が対象です。治療で月がまたがった場合でも月ごとの医療費が一定額を超えていなければ対象になりません。また、その一定額までは自己負担です。
3. 健康保険が適用される費用だけが対象ですので、入院時の差額ベッド代や、食事代、先進医療にかかる費用等は対象外です。
4. 支給申請は2年前までさかのぼって行うことが可能です。(支給を受ける権利の消滅時効は診療を受けた翌月の初日から2年です。)

◆さらに負担が軽減するしくみがあります。

1. 過去12か月以内に3回以上、上限に達した場合（多数回該当の場合）は4回目から上限額が下がり、負担が軽くなります。
2. 世帯合算ができます。お一人の一つの医療機関での自己負担だけでは上限を超えないときでも、同じ月であれば他の医療機関の自己負担分を合算することができます。(69歳以下の場合には21,000円以上であることが必要です。)さらに同じ医療保険に加入している家族の分も合算できます。
3. 事前申請ができます。69歳以下の方全員、及び70歳以上の適用区分が現役並みⅠと

Ⅱの方と住民税非課税の方は、入院するときに前もってご加入の医療保険から「**限度額適用認定証**」の交付を受け医療機関の窓口で提示すると申請の手続きをすることなく窓口での支払いが一定限度額までになります。

以上が高額療養費制度の概要になります。この制度は基本にご自身で申請しないとお金は戻ってきません。手術の時は病院の窓口で説明してくれることが多いと思いますが、この制度を知らないとせっかくの制度を使わないで過ごしてしまうことにもなりかねません。この制度があるということを知っていただだけでも不安が軽減され、必要になったときにあわてずに済むと思います。この機会にご自身の加入している公的健康保険をもう少し身近に感じて調べてみてはいかがでしょうか。